

# 令和2年度 甲種防火管理新規講習実施要領

喜多方地方広域市町村圏組合消防本部

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第3条第1項第1号イの規定に基づき甲種防火管理に関する講習会を次のとおり実施する。

1 日 時 令和2年9月2日(水)・3日(木) 2日間

1日目 午前9時30分～午後3時30分まで

2日目 午前9時30分～午後3時30分まで

※ 2日間とも、午前9時20分までに入場してください。

2 場 所 喜多方プラザ文化センター（小ホール）

喜多方市字押切2丁目1番地

TEL0241-24-4611

3 講習科目 【1日目】

- ① 防火管理の意義と制度
- ② 防火管理の進め方と消防計画
- ③ 火 気 管 理
- ④ 地 震 対 策

【2日目】

- ① 施設設備の維持管理
- ② 自 衛 消 防
- ③ 危険物の安全管理
- ④ 消防用設備の操作要領
- ⑤ 効 果 測 定

※ 講習2日目に、消防用設備の実技講習を行いますので、操作に適した服装で受講してください。

4 受講手続 (1) 受講申込書は消防本部・各署・各分署で準備してあります。

(2) 受講申込書の提出先は消防本部・各署・各分署で手続きを行ってください。

( 郵送で受講申込みの場合は返信用封筒に切手を貼り同封してください。 )

(3) 受講申込書に必要事項をご記入の上、6ヶ月以内に撮影した写真（無帽、無背景、正面上三分身像の縦4cm、横3cmの大きさ）を貼ってください。

5 定 員 50名程度

・会津地方の事業所のみ受講対象とします。

・同一の事業所についての受講は、1名までとします。

6 受付期間 令和2年7月20日(月)～ 令和2年8月21日(金)まで

( 定員になり次第締め切りとします。 )

- 7 受講票 受講申込みされますと受講票を渡しますので、講習会当日受付に提出してください。
- 8 修了証の交付 全単位を修了した方については修了証を交付します。
- 9 受講料 無料(テキスト代として5,000円が必要となりますので受講申込み時に納入してください。郵送で申込みの方は、講習会当日納入してください。) テキストは、講習会当日配布いたします。
- 10 講習科目の一部免除 次のいずれかの講習の課程を修了し、修了証又は点検資格者免状の交付を受けている方は、講習科目の「防火管理の意義と制度」が免除されます。ただし、効果測定には、免除される講習科目からも出題されます。  
 (1) 消防設備点検資格者講習の課程  
 (2) 自衛消防業務講習の課程  
 講習科目の免除を希望される方は、受講申込み時に交付を受けている講習の修了証又は点検資格者免状の写しを添付してください。  
 講習を免除される方の1日目の受付時間は、12時20分となります。
- 11 その他 本年度の講習会は甲種防火管理新規講習のみです。  
 当日は、新型コロナウイルス感染症の感染の広がりが懸念されておりますことから、防火管理講習を受講される皆様には以下についてご協力をお願いいたします。  
 ・マスクのご持参・ご着用、手洗い、手指消毒等の感染予防対策にご協力をお願いいたします。  
 ・発熱や顕著な咳などの症状がある場合は、受講をお控えいただくようお願いいたします。

【問い合わせ先】

消防本部・喜多方消防署	〒966-0056	喜多方市字屋敷免 3958	TEL0241(22)6213
北塩原分署	〒966-2701	北塩原村大字桧原字剣ヶ峯 1093 番地 730	TEL0241(32)2020
山都分署	〒969-4135	喜多方市山都町字広中新田 1167 番地	TEL0241(38)2119
西会津消防署	〒969-4406	西会津町野沢字原町 50 番地	TEL0241(45)3119